



## 日本組織内弁護士協会

2015年（平成27）年7月10日

日本組織内弁護士協会理事長 室伏 康志

### 東京弁護士会が公表した「弁護士トライアル制度」について

当会は、本年2月、東京弁護士会が公表した「弁護士お試し制度（以下「本制度」といいます。）」に関して、東京弁護士会に対して意見書を送付し、本制度が組織内弁護士の健全な普及促進の観点からの懸念がある旨を伝えました。

その後、東京弁護士会からは、7月10日付で、リニューアルされた本制度（正式名称「弁護士トライアル制度」）が公表されております。

リニューアルされた本制度の概要は、正式名称の変更に加え、その目的は法律事務所に所属する弁護士を対象に、「非常勤業務受託」の方式で企業等における業務を行う機会を増やすことにあり、企業等と弁護士の間でマッチングを行うという内容です。

このことから、本制度は「非常勤で業務を受託しようとする弁護士」を対象とするものであり、「組織内弁護士」（組織内での意思決定に主体的にかかわる）を対象とするものではないことが明らかになり、当会として本制度に関与する必要性は低く、組織内弁護士に関する懸念が解消したものと考えております。

本年2月の当会意見書の発出後、当会は東京弁護士会との協議を重ね、当会からは理事、政策委員が参加し、東京弁護士会と活発な意見交換が行われました。そして本制度に関する東京弁護士会との協議・意見交換は当会としても組織内弁護士の意義を再確認するため有意義でありました（詳細は本年2月の当会意見書を御確認ください）。当会の執行部は、組織内弁護士の健全な普及・促進のため、引き続き努力して参ります。

当会としては東京弁護士会をはじめとした諸団体との連携の強化に今後とも努めて参りますので、会員の皆様におかれましては、当会の活動にご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

以上